

# 不法投棄は 犯罪です！

問い合わせ先 環境整備課

(☎43-7237)

## 後を絶たない不法投棄

山林・河川・道路・公園などに家電製品などの粗大ごみや、家庭・事業所からのごみなどの不法投棄が後を絶ちません。

不法投棄されたごみが新たなごみを呼ぶケースや、ごみの撤去後、またすぐにごみが捨てられることもあります。

## 不法投棄は犯罪です

ごみの不法投棄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により禁止されています。違反した人は、5年以下の懲役もしくは1,000万円(法人は3億円)以下の罰金または併科が課せられます。

## 府中市での監視活動

府中市では職員が定期的



道路脇に捨てられた廃タイヤ

に市内をパトロールして不法投棄を監視しています。

また、市から委嘱を受けた、平成14年設置の府中市グリーンパトロール隊員36人が、各担当地区で定期的な巡視活動を行い、不法投棄の防止に力を入れています。

さらに、広島県・府中警察署とも連携し、取り締まりの強化を図るとともに、府中市公衆衛生推進委員会連合会・府中市グリーンパトロール隊との共催で、ポイ捨て防止の街宣活動も実施しています。

## 自分の土地は適正に 管理しましょう

自分の所有地および管理地に不法投棄された場合、不法投棄をした人物が特定

できればその人物にごみを撤去させますが、特定できない場合は、土地の所有者または管理者が自らの責任でごみを撤去しなければなりません。

府中市では、原則として私有地へ不法投棄されたごみは撤去しません。外部から簡単にごみを持ち込まれないよう、柵やフェンスの設置や定期的な草刈りなどの管理を行い、ごみを捨てられないような環境を作ることが大切です。

生活環境保全の取り組みに、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

随時受け  
付け中

## 市営桜が丘墓園の使用申し込み

桜が丘墓園は、平成23年に桜が丘二丁目に整備した市営の墓地です。現在募集しているのは、平成30年度に拡張した第二期整備分で、空き区画は9月末日現在で107区画です。最新の空き区画情報は、市民課に問い合わせてください。

**所在地** 府中市桜が丘二丁目1番1 (南東区画)

**区画面積** 4㎡ (2m×2m)

**使用料** 1区画当たり55万円。2区画まで使用可能。

**申し込み資格** 次のいずれかを満たす人

▷府中市に本籍または1年以上の住民登録がある人

▷桜が丘団地の住宅区画を購入・契約(定期借地を含む)した人  
※ただし、桜が丘墓園を既に2区画使用している人は申し込みできません。

**減免制度** 桜が丘団地の住宅区画を購入・契約(定期借地を含む)した人は、1区画につき11万円を減免します。

**申し込み方法** 市民課にある申請書で申し込んでください。

**問い合わせ先** 市民課 (☎43-7207)

## マイナンバーカード

**申請** 市民課・上下支所で申請ができます【予約が必要】

申請に必要な写真は無料で撮影。カードは自宅に郵送します。

**とき・ところ**

◎平日

▷市民課…8時30分～17時

※木曜日は18時45分まで。

▷上下支所…8時30分～17時

◎11月6日(土)・7日(日)

▷市民課…9時～13時

**申し込み期限** 2日前まで

**持参するもの** 本人確認書類、通知カード、お持ちの人は住民基本台帳カード

**申し込み・問い合わせ先**

市民課 (☎43-7127)、上下支所  
市民生活係 (☎62-2114)

**受け取り** 11月6日(土)・7日(日)にも受け取れます【予約が必要】

**とき・ところ** 市民課…9時～13時

**申し込み期限** 11月4日(木)

※平日に受け取る場合は予約不要です。

**申し込み・問い合わせ先**

市民課 (☎43-7127)